

青森県報

号外第二十二号

平成十六年
三月二十六日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則……………	(人事課) …… 一
青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………	(同) …… 一
青森県納税貯蓄組合事務費補助金交付規則を廃止する規則……………	(税務課) …… 二
青森県消費生活センター規則を廃止する規則……………	(文化・スポーツ振興課) …… 二
青森県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則を廃止する規則……………	(健康福祉政策課) …… 二
青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則……………	(労政・能力開発課) …… 二
青森県農業協同組合併助成条例施行規則の一部を改正する規則……………	(団体経営改善課) …… 三
青森県家畜人工授精用精液の譲渡及び保管に関する規則の一部を改正する規則……………	(畜産課) …… 四
青森県都市計画法施行細則……………	(建築住宅課) …… 四
青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………	(同) …… 六
青森県工業用水道事業条例施行規則の一部を改正する規則……………	(公営企業局) …… 七
訓 令	
技能職員等の給与の特例に関する規程の一部を改正する訓令……………	(人事課) …… 八

告 示

青森県青少年健全育成推進員に関する規程の一部を改正する規程……………
 予防接種、ツベルクリン反応検査及びエックス線検査の使用料の額の廃止……………
 開発登録簿閲覧所の廃止……………

(男女少年共同参画課) …… 八
 (健康医療課) …… 八
 (建築住宅課) …… 八

規 則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十三号

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則(昭和三十九年八月青森県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。
 第九条第一項中「及び新青森県総合運動公園」を、「新青森県総合運動公園」に、「限る。」の「を」を「限る。」及び青森県立三沢航空科学館の「に」改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十四号

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年三月青森県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の二を第二条の四とし、第二条の次に次の二条を加える。

（公務上の災害の範囲）

第二条の二 公務上の災害の範囲は、公務に起因する負傷、障害及び死亡並びに地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号。以下「省令」といふ。）別表第一に掲げる疾病とする。

（通勤による災害の範囲）

第二条の三 通勤による災害の範囲は、通勤に起因する負傷、障害及び死亡並びに次に掲げる疾病とする。

一 通勤による負傷に起因する疾病

二 前号に掲げるもののほか、通勤に起因することが明らかな疾病

附則第六項第二号中「地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号。以下「省令」といふ。）」を「省令」に改める。

別表中「別表第一」を「別表第二」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県納税貯蓄組合事務費補助金交付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十五号

青森県納税貯蓄組合事務費補助金交付規則を廃止する規則

青森県納税貯蓄組合事務費補助金交付規則（昭和三十一年十一月青森県規則第七十七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県消費生活センター規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十六号

青森県消費生活センター規則を廃止する規則

青森県消費生活センター規則（昭和四十六年九月青森県規則第六十一号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十七号

青森県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則を廃止する規則

青森県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則（平成五年十月青森県規則第四十七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十八号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校規則（昭和三十三年十月青森県規則第百十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表青森県立青森高等技術専門校の項中

電気・電子系電子機器科	一年	二〇人
電力系電気工学科	一年	二〇人

を
電力系電気工学科 二年 二〇人
に

改め、同表青森県立弘前高等技術専門校の項の次に次のように加える。

青森県立弘前高等技術専門校	普通職業訓練	短期課程	溶接科	一年	二〇人
青森県立弘前高等技術専門校	普通職業訓練	短期課程	建築科	一年	二〇人
青森県立弘前高等技術専門校	普通職業訓練	短期課程	配管科	一年	二〇人

別表第一号の表青森県立三沢高等技術専門校の項中「青森県立三沢高等技術専門校」

を「青森県立八戸工科学院三沢校」に、

普通課程 第二类	電気・電子系電子機器科
短期課程	溶接科

を

短期課程	溶接科
電子機器科	

に改め、同表青森県立木造高等技術専門校の項を

削る。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県農業協同組合併助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十九号

青森県農業協同組合併助成条例施行規則の一部を改正する規則

青森県農業協同組合併助成条例施行規則（昭和四十五年十二月青森県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「毎事業年度において」の下に「自己資本の額の増加により」を加え、同条第三号中「二百万円」を「五十万円」に改める。

第一号様式の第6の2の②の表中「 H 世の純並置」を「 H 世の純置」に改め、同6の4の③の表中「 $2,000\text{万円}$ 」を「 500万円 」に改める。

第二号様式その2の記の3を次のように改める。

3 Ⅲ H 純置の額の増加によるⅢ H 純置不足額
Ⅲ H 純置不足額 $\text{円} \times 4\% = \text{補助額}$

第二号様式その2の記の4中①を削り、②を①とし、③を②とし、「及び②」を削る。

附 則

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第六条第二号、第一号様式の第6の2の②の表並びに第二号様式その2の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県農業協同組合併助成条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定中青森県農業協同組合併助成条例（昭和四十五年十二月青森県条例第六十六号。以下「条例」という。）第六条第一項第一号に規定する奨励金（以下「奨励金」という。）に関する部分は、平成十八年四月一日以後に交付の決定がなされた奨励金について適用し、同日前に交付の決定がなされた奨励金については、なお従前の例による。

3 改正後の規則の規定中条例第六条第一項第二号に規定する補助金（以下「施設等補助金」という。）に関する部分は、平成十六年四月一日以後に行われた合併に係る合併後の農業協同組合（合併後存続する農業協同組合又は合併により設立した農業協同組合をいう。以下同じ。）に対して交付する施設等補助金について適用し、同日前に行われた合併に係る合併後の農業協同組合に対して交付する施設等補助金については、なお従前の例による。

4 平成十七年四月一日前に行われた合併に係る合併後の農業協同組合に係る改正後の規則第六条第三号及び第一号様式の規定の適用については、改正後の規則第六条第三号中「五十万円」とあるのは「百万円」と、改正後の規則第一号様式の第6の4の(3)の表中「500千円」とあるのは「1,000千円」とする。

青森県家畜人工授精用精液の譲渡及び保管に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十号

青森県家畜人工授精用精液の譲渡及び保管に関する規則の一部を改正する規則（昭和四十三年二月青森県規則第七号）の一部を次のように改正する。
第一条の表中

間接検定で選抜されたもの	知事が別に定めるもの	一千五百円
	その他のもの	千円
直接検定で選抜されたもの		八百円
		六百円

を
に改め、

同表の備考に次のように加える。

三 間接検定等とは、間接検定、現場後代検定、全きようだい検定、分割卵検定及び受精卵利用後代検定をいう。

四 知事が別に定めるものとは、間接検定等で選抜された黒毛和種のうち、知事が、脂肪交雑、枝肉重量等に係る産肉能力が特に優れていると認めて定めるものをいう。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県都市計画法施行細則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十一号

青森県都市計画法施行細則

(趣旨)

第一条 都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）の施行については、都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）、都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）及び青森県都市計画法施行条例（平成十五年三月青森県条例第九号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(公聴会の開催等)

第二条 知事は、法第四条第一項に規定する都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、当該都市計画の案に係る同条第二項に規定する都市計画区域ごとに、公聴会を開催するものとする。

2 知事は、公聴会を開催しようとするときは、その開催の期日の二週間前までに、その日時、場所、公聴会において意見を聴こうとする案件（以下「案件」という。）その他必要な事項を公告するものとする。

3 前項の規定による公告は、青森県報に登載して行うほか、青森県庁並びに当該案件に係るある県土整備事務所及び市町村の掲示場に掲示して行うものとする。

(意見を述べようとする者の申出等)

第三条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、その開催の期日の五日前までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事に提出して申し出なければならない。

2 前項の規定により申し出ることができる者は、当該案件に係のある市町村の区域内に住所を有する者とする。

(公述人の選定等)

第四条 公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)は、前条第一項の規定により申し出た者その他の者のうちから知事が選定する。

2 知事は、前項の規定により公述人を選定しようとするときは、当該案件に賛成する者及び反対する者の数がおおむね同数となるようにするものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、あらかじめ、公述人が意見を述べる時間(以下「公述時間」という。)を定めることができる。

4 知事は、第一項の規定により公述人を選定し、又は前項の規定により公述時間を定めたときは、その旨を公述人に通知するものとする。

(公聴会の議長)

第五条 公聴会に、議長を置く。

2 議長は、青森県職員のうちから知事が指名する。

(公聴会の秩序の維持)

第六条 公聴会においては、何人も議長の指示に従わなければならない。

2 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴をしようとする者の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(公述人の発言)

第七条 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、当該案件の範囲を超えてはならない。

3 第三条第一項の規定により申し出て第四条第一項の規定により選定された公述人の発言は、第三条第一項の意見の要旨の範囲を超えてはならない。

4 議長は、公述人の発言が前二項の範囲を超え、又は第四条第四項の規定により通知された公述時間を超えたときは、その発言を打ち切らせ、又は退場を命ずることができる。

(質疑、討論及び表決)

第八条 議長は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、議長に対し質疑をすることができない。

3 公聴会においては、討論及び表決をすることができない。
(記録の作成)

第九条 議長は、青森県職員に次に掲げる事項を記載した記録を作成させた上、これに署名押印しなければならない。

一 案件の内容

二 公聴会の期日及び場所

三 出席した公述人の氏名及び住所

四 公述人が述べた意見

五 その他公聴会の経過に関する事項

(条例第三条第一項の規定による土地の区域の指定)

第十条 条例第三条第一項の規定による土地の区域の指定は、市町村が知事に申し出ることにより行うものとする。

2 前項の規定による申出は、申出書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。
い。

一 申出に係る土地の区域の位置を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図

二 申出に係る土地の区域並びにその区域を明らかにするために必要な範囲内において市町村の区域内の町又は字の境界並びに土地の地番及び形状を表示した縮尺二千

五百分の一以上の図面

三 申出に係る土地の区域が条例第三条第一項各号のいずれにも該当するものであることを示す書類

四 法第十八条の二第一項の規定により定められた当該市町村の都市計画に関する基本的な方針その他の当該市町村の土地利用に関する基本的な方針を示す書類

五 その他知事が必要と認める書類

3 知事は、条例第三条第一項の規定により土地の区域を指定したときは、第一項の規定により申し出た市町村にその旨を通知するとともに、その旨及び指定した土地の区域を告示しなければならない。

4 前三項の規定は、条例第三条第一項の規定により指定した土地の区域の変更及び廃止について準用する。この場合において、第二項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類(条例第三条第一項の規定により指定した土地の区域の廃止の場合にあつては、第一号及び第五号に掲げる書類)」と読み替えるものとする。

(開発登録簿閲覧所の設置等)

第十一条 都市計画法施行規則第三十八条第一項に規定する開発登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を青森県県土整備部建築住宅課に置く。

2 閲覧所の閲覧日は、青森県の休日に関する条例(平成元年三月青森県条例第三号)第一条第一項に規定する県の休日以外の日とする。

3 閲覧所の閲覧時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

(開発登録簿の閲覧等)

第十二条 法第四十六条に規定する開発登録簿を閲覧しようとする者(以下「閲覧者」という。)は、備付けの閲覧簿(別記様式)に必要な事項を記入しなければならない。

2 閲覧者は、開発登録簿を指示された場所以外の場所に持ち出してはならない。

3 知事は、閲覧者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の閲覧を禁止することができる。

一 前項の規定に違反したとき。

二 職員への指示に従わないとき。

三 開発登録簿を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認めるとき。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

(青森県都市計画公聴会規則及び青森県開発登録簿の閲覧に関する規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 青森県都市計画公聴会規則(昭和四十五年二月青森県規則第九号)

二 青森県開発登録簿の閲覧に関する規則(昭和四十六年四月青森県規則第二十三号)

別記様式(第12条関係)

閱 覧 簿

年月日	閱 覧 者		閲覧する開発登録簿の許可年月日及び番号	備考
	住所	氏名		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十二号

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「建築物等の指定」を「建築物の指定等」に改め、同条第一項の表第五号中「三百平方メートル」を「五百平方メートル」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 施行規則第五条第一項の規定により知事が定める時期は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める年の九月一日から十一月三十日までとする。

一 前項の表第一号、第二号、第四号及び第八号に掲げる建築物 平成十五年及び平成十五年から起算して三の倍数の年を経過したことの年（知事が指示した建築物にあつては、平成十五年から毎年又は平成十四年から起算して二の倍数の年を経過したことの年）

二 前項の表第三号及び第六号に掲げる建築物 平成十三年及び平成十三年から起算して三の倍数の年を経過したことの年

三 前項の表第五号及び第七号に掲げる建築物 平成十四年及び平成十四年から起算して三の倍数の年を経過したことの年

3 施行規則第五条第二項の報告書は、報告書の提出日前三月以内に調査させて作成したものでなければならず。

4 施行規則第五条第三項に規定する規則で定める書類は、知事が別に定める。第十一條を次のように改める。

（定期報告を要する建築設備等の指定等）
 第十一條 法第十二條第二項（法第八十八條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により知事が指定する昇降機、昇降機以外の建築設備及び工作物は、次に掲げるものとする。

- 一 エレベーター、エスカレーター又は小荷物専用昇降機（個人住宅に設置されたもの及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十一条第二項の規定により性能検査を受けなければならないものを除く。）
- 二 令第三百三十八條第二項各号に掲げるもの
- 三 法第二十八條第二項ただし書及び同条第三項に規定する換気設備又は法第三十条に規定する排煙設備若しくは非常用の照明装置（前条第一項の表に掲げる建築物に設けられたものに限る。）

2 施行規則第六条第一項の規定により知事が定める時期は、毎年九月一日から十一月三十日までとする。

3 施行規則第六条第二項の報告書は、報告書の提出日前三月以内に検査させて作成したものでなければならず。

4 施行規則第六条第三項に規定する規則で定める書類は、知事が別に定める。第十二條第一項中「第十二号様式」を「第十号様式」に改め、同条第二項中「第十号様式」を「第十一号様式」に改め、同条第三項中「第十四号様式」を「第十二号様式」に改める。

第十五條第一項の表中「第十五号様式」を「第十三号様式」に、「第十六号様式」を「第十四号様式」に、「第十七号様式」を「第十五号様式」に改める。

第十七條中第四十二号を第四十六号とし、同号の前に次の一号を加える。

四十五 法別表第三（に）欄の五の項の規定により数値を決定したとき。

第十七條中第四十一号を第四十四号とし、第十九号から第四十号までを三号ずつ繰り下げ、第二十二号の前に次の一号を加える。

二十一 法第五十六條第一項第二号二の規定により数値を決定したとき。

第十七條中第十八号を第二十号とし、同号の前に次の一号を加える。

十九 法第五十三條第一項第六号の規定により数値を決定したとき。

第十七條中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、同号の前に次の一号を加える。

十五 法第五十二條第一項第六号の規定により数値を決定したとき。

第二十六條中「第十八号様式」を「第十六号様式」に改める。

第二十七條第三項中「午後四時四十五分」を「午後五時」に改める。

第二十八條中「第十九号様式」を「第十七号様式」に改める。

第十号様式及び第十一号様式を削り、第十二号様式を第十号様式とし、第十三号様式から第十九号様式までを二様式ずつ繰り上げる。

附 則
 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

~~~~~  
 青森県工業用水道事業条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日  
 青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十三号  
 青森県工業用水道事業条例施行規則の一部を改正する規則

青森県工業用水道事業条例施行規則（昭和四十一年四月青森県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。  
 第十四條第一号中「七円六十二銭」を「七円三十八銭」に改め、同条第二号中「九十一銭」を「七十九銭」に改め、同条第三号中「七円六十二銭」を「七円三十八銭」

に、「十五円二十四銭」を「十四円七十六銭」に改め、同条第四号「七円六十二銭」を「七円三十八銭」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第五号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

技能職員等の給与の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

技能職員等の給与の特例に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員等の給与の特例に関する規程（平成十四年三月青森県訓令甲第十六号）の一部を次のように改正する。

「平成十四年四月一日から同年十二月三十一日」を「平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日」に、「百分の二」を「百分の三を超えない範囲内で別に定める割合」に改める。

附 則

1 この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

2 平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間における技能職員等の給与に関する規程（昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号）第二条に規定する職員の給料月額については、改正前の技能職員等の給与の特例に関する規程の規定は、なおその効力を有する。

告

示

青森県告示第二百二十号

青森県青少年健全育成推進員に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県青少年健全育成推進員に関する規程の一部を改正する規程

青森県青少年健全育成推進員に関する規程（昭和五十五年四月青森県告示第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「三百人」を「二百四十人」に、「三十三人」を「二十六人」に、「八十四人」を「六十六人」に、「八十人」を「六十四人」に、「五十八人」を「四十七人」に、「三十七人」を「三十人」に、「七十三人」を「五十九人」に改める。

附 則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県告示第二百二十一号

平成十四年三月二十九日青森県告示第四百十号（予防接種、ツベルクリン反応検査及びエックス線検査の使用料の額）は、廃止する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二百二十二号

昭和四十六年四月一日青森県告示第二百六十号（開発登録簿閲覧所の場所）は、平成十六年三月三十一日限り、廃止する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

|                                    |                                        |
|------------------------------------|----------------------------------------|
| （発行所・発行人）<br>青森市長島一丁目一番一号<br>青 森 県 | （印刷所・販売人）<br>青森市古川一丁目一七番五号<br>東奥印刷株式会社 |
| 毎週月・水・金曜日発行                        | 定価小口一枚二付十五円一銭                          |